

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【公表番号】特表2008-519209(P2008-519209A)

【公表日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2008-022

【出願番号】特願2007-538842(P2007-538842)

【国際特許分類】

F 16 H 9/12 (2006.01)

F 16 G 5/16 (2006.01)

【F I】

F 16 H 9/12 B

F 16 G 5/16 C

【手続補正書】

【提出日】平成20年10月24日(2008.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

駆動ベルト(10)と、第1ブーリ(2)および第2ブーリ(3)を備えた自動車の連続可変変速機(1)において、各ブーリは2つの実質的に円錐のブーリシープ(43)を含み、ブーリシープ間で、駆動ベルト(10)は可変半径位置(Rp、Rs)で保持され、駆動ベルト(10)は横断要素(11)を備え、横断要素は駆動ベルト(10)の引張要素(12)に沿って運動できるように保持され、少なくとも変速機(1)が作動する時に横断要素の横側(16)、すなわち、フランク(16)の箇所で、横断要素は第1ブーリ(2)および第2ブーリ(3)のブーリシープ(43)の間で選択的にクランプされ、横断要素(11)は傾斜縁(17)を備え、傾斜縁はフランク(16)間で延びて、一定厚さの横断要素(11)の頂部側(18)と、有効に先細りする横断要素の下側(15)との間で移行部を形成し、変速機(1)において、2つのブーリ(2、3)の内の少なくとも一方のブーリシープ(43)の円錐表面(40)と、円錐表面と接触する駆動ベルト(10)の横断要素(11)のフランク(16)とは、半径方向へ延びる凸面湾曲部を備え、少なくとも一方のブーリシープ(43)の凸面湾曲部とフランク(16)の凸面湾曲部は、駆動ベルト(10)の最小の可能半径位置(Rp、Rs)において、前記シープ(43)と接触する時、接触点(P1)のフランク(16)の半径位置は、それらの間で、前記傾斜縁(17)の半径位置からスタートし、前記半径位置を含み、傾斜縁から半径方向外へ延び、傾斜縁(17)と引張要素(12)と接触するための横断要素(11)の支持表面との間の途中で終わる半径位置内にあるように相互に適合されることを特徴とする前記変速機。

【請求項2】

前記それぞれのブーリ(2、3)は、作動中に自動車のエンジンにより直接に駆動される第1ブーリ(2)であることを特徴とする請求項1に記載の変速機(1)。